

高鍋町告示第36号

令和7年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月29日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和7年9月4日（木）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
永友 良和君	森 弘道君
加藤 秀文君	樺原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
田中 義基君	古川 誠君

○9月8日に応招した議員

同上

○9月9日に応招した議員

同上

○9月10日に応招した議員

同上

○9月22日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和7年 第3回（定例）高鍋町議会会議録（第1日）

令和7年9月4日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和7年9月4日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸報告

- （1）議長の会務報告
- （2）議員派遣の報告
- （3）常任委員会行政調査の報告
- （4）例月現金出納検査結果報告
- （5）町長の政務報告

日程第3 会期の決定

日程第4 報告第5号 令和6年度高鍋町健全化判断比率について

日程第5 報告第6号 令和6年度高鍋町公営企業資金不足比率について

日程第6 報告第7号 令和6年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

日程第7 議案第44号 令和6年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第8 議案第45号 令和6年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第9 認定第1号 令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について

日程第10 認定第2号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

日程第11 認定第3号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

日程第12 認定第4号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について

日程第13 認定第5号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について

日程第14 認定第6号 令和6年度高鍋町一つ瀬川雜用水管理事業特別会計歳入歳出決算について

日程第15 認定第7号 令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について

日程第16 認定第8号 令和6年度高鍋町水道事業会計決算について

日程第17 認定第9号 令和6年度高鍋町下水道事業会計決算について

日程第18 議案第46号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第47号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第48号 高鍋町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第49号 高鍋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第50号 令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第51号 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第52号 令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第53号 令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第54号 令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第55号 令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 令和6年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
(1) 議長の会務報告
(2) 議員派遣の報告
(3) 常任委員会行政調査の報告
(4) 例月現金出納検査結果報告
(5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 令和6年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第5 報告第6号 令和6年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 令和6年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 議案第44号 令和6年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第8 議案第45号 令和6年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第9 認定第1号 令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第2号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第3号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第4号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について

- 日程第13 認定第5号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第6号 令和6年度高鍋町一つ瀬川雜用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第7号 令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第8号 令和6年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第17 認定第9号 令和6年度高鍋町下水道事業会計決算について
- 日程第18 議案第46号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第47号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第48号 高鍋町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第49号 高鍋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第50号 令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第51号 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第52号 令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第53号 令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第54号 令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第55号 令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 令和6年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告

出席議員（14名）

1番	日高	正則君	2番	森崎	英明君
3番	橋	重文君	5番	春成	勇君
6番	兒玉	秀人君	7番	中村	末子君
8番	永友	良和君	10番	森	弘道君
11番	加藤	秀文君	12番	樺原	富子君
13番	松岡	信博君	14番	緒方	直樹君
15番	田中	義基君	16番	古川	誠君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 永友 優一君

議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	早瀬 哲郎君
教育長	奥村 昌美君	代表監査委員	三輪 見敏君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			横山 英二君
財政経営課長	野中 康弘君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	飯干 雄司君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君	危機管理課長	宮越 信義君
会計管理者兼会計課長			鳥取 和弘君
町民生活課長	岩佐 康司君	健康保険課長	井戸川 隆君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	濱本 生代君
上下水道課長	松浦 郁雄君	教育総務課長	日高 茂利君
社会教育課長	濱本 明俊君		

午前10時00分開会

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から令和7年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 14番。おはようございます。令和7年第3回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る9月1日午前10時より、第3会議室におきまして議会運営委員全員、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、報告第5号令和6年度高鍋町健全化判断比率について外報告が2件、議案第44号令和6年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について外未処分利益剰余金が1件、認定第1号令和6年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について外認定が8件、議案第46号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について外条例の一部改正についてが3件、議案第50号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）、議案第51号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）外特別会計補正予算が3件、議案第55号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上、計24件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、委員より詳細な決算報告を求める旨の意見が出ております。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日9月4日から22日までの19日間で行うことで、委員全員の意見の一致を見

ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古川 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、橋重文議員、5番、春成勇議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（古川 誠） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付しておりますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、報告書がお手元に配付しておりますので、これにより報告といたします。

次に、常任委員会行政調査報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、日高正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。総務厚生常任委員会の行政調査報告をさせていただきます。

日時は6月25日から26日までの2日間、委員6名、1名欠席、事務局1名の計7名で、大阪府茨木市文化・子育て複合施設おにくる、大阪府豊中市社会福祉協議会、大阪府豊中市救命力世界一宣言、北大阪消防指令センターを調査先として研修してまいりました。

まず、初日の25日は、大阪府茨木市文化・子育て複合施設おにくるを視察いたしました。茨木市文化・子育て複合施設おにくるを建設するまでに取り組んだ内容の調査を行っております。

建設に至った経緯は、経年劣化による維持管理の増加、舞台装置の旧式化に加えバリアフリー、耐震性の面で課題のあった市民会館の閉鎖に伴い、跡地活用の検討を行った結果、建設に至ったと説明がありました。

市民会館跡地の活用に当たり、建て替えありきではなく市民との対話、参加と考えの下、茨木市在住の18歳以上の市民5,000人に無作為抽出を対象としたアンケート調査や、108回、参加者延べ人数2,217人、市民と一緒につくり、考えた時間5,500時間をかけ行ったワークショップで、過ごし方ややってみたいことをヒアリングし、設計に反映させたと説明がありました。

施設には、7階建て各フロアに8つの運営主体が同居している。指定管理として全館管理、屋内こども広場、市民活動センター、市直営として全体調整、連携、総括、中央図書

館、こども支援センター、その他として一時保育室（委託）、カフェ（目的外利用）などが入っている。来館者数が令和6年6月6日、192日目で100万人、令和6年12月4日、374日目で200万人、令和7年6月16日、562日目で300万人で市民との対話を重ねたこと、共有と共感を丁寧にやってきたから成功があると思いました。

人口28万人、建設費166億円という事業は、高鍋町とは規模が違いますが、この対話、参加の取組は、予算規模の大小あれ高鍋町にもできることであり、大いに参考にできるので、ぜひとも取り組んでほしい。

2日目の26日は、午前中に大阪府豊中市社会福祉協議会の行政調査、地域共生社会の実現に向けての取り組んだ内容の調査を行っております。

国の審議委員でもある事務局長の勝部さんの取組の原点は、阪神淡路大震災で救えなかった人がいたからということでした。豊中市の制度のはざまの問題を解決する、考える仕組みづくりを行った事例の紹介があり、コミュニティソーシャルワーカーを中心に学校、病院などに自ら出向き、問題、課題を探しに行くアトリーは出口を決めて行うことが大事。「各機関の、それはうちではありませんという対応が続くようでは、重層的ではないんですよ」という言葉は、数々の問題を解決してきた勝部さんだからこそ、その重い言葉でした。

アトリー、早期発見の仕組み、断らない相談支援体制、地域から社会、CSW、支援会議、参加支援、食のアトリー、食材支援訪問、学校と福祉の連携プロジェクト、外国人と福祉の連携支援、ひきこもり支援、8050丸ごと支援など、多くの事業の説明がありました。

ひきこもりへの居場所づくりの説明の中の、「どこかで誰かとの出会いがあれば、自信がつき、人は変わる」や、災害時の安否確認ボランティアは現在8,000人以上、「支えられる人から支えられる側へ」、「全ての人に居場所を」と活動してきた結果で、どの言葉もとても重みのあるものでした。最終的には、福祉でまちおこしができる体制を取り組むことが必要であると考える。今後の体制づくりの参考になる調査がありました。

午後から大阪府豊中市救命力世界一宣言、北大阪消防指令センター。救命力世界一宣言の経緯や市民への波及効果や意識変化などの説明を受けております。北大阪消防指令センターの管轄は5市2町で、令和6年3月末現在で人口114万3,367人、世帯数55万2,733世帯、面積290.69平方キロメートルであります。

豊中市は救命率、心臓の疾患が原因でかつ心肺停止の時点を、一般市民により目撃された症例のうち1か月後生存が確認された症例の率が、全国や都道府県の中でも最も数値の高かった富山県と比べても高い数値であったことから、宣言を行った経緯の説明がありました。

説明の中で、普通救命講習修了者数の人口に対する割合が、全国でトップレベルである。ジュニア救命サポーター事業で、小学5、6年生を対象に救急救命士が簡易キットを使用して救命講習を実施している。救命力世界一シンポジウム開催で、全ての人を対象に市民、

事業者、救急隊、地域医療の連携による救命力により、世界一安心・安全のまちづくりを推進していくことに取組されている。

救急車の到着時間は、全国 7. 1 分ですが、豊中市は 4. 2 分です。住民の生命と財産を本気で守るという姿勢が感じられました。

大阪府茨木市、豊中市社会福祉協議会、豊中市消防局、丁寧な対応をしていただき、内容の濃い 2 日間の行政調査でした。

以上、総務厚生常任委員会の行政調査報告を終わります。

○議長（古川 誠） 次に、文教産業建設常任委員会行政調査報告を求めます。文教産業建設常任委員会委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 3 番、橋重文。文教産業建設常任委員会の行政調査報告をさせていただきます。

日時は 7 月 1 日から 2 日までの 2 日間、委員 7 名、事務局 1 名の計 8 名で、ふるさと納税に積極的に取り組んでおられる大阪府泉佐野市と高島峻輔第 2 3 代芦屋市長が唱える教育大綱などについて、兵庫県芦屋市を調査先として研修してまいりました。

まず、初日の 1 日は、本町のふるさと納税寄附額がなかなか伸びないことから、寄附額を伸ばす秘密はないかと、先進地である泉佐野市に視察研修を行いました。研修では、ふるさと納税担当 1 2 年のベテラン職員である阪上博則政策監から、泉佐野市ふるさと納税の仕組みと成長戦略について、きめ細かに説明を受けました。

千代松市長が就任した翌年の平成 2 4 年度より、税外収入獲得施策の柱として、ふるさと納税の取組を強化し、ふるさと納税制度が創設された平成 2 0 年度からの累計受入額が、令和 7 年 3 月 3 0 日付で 1, 5 0 0 億円に到達。ふるさと納税制度は、地域資源の豊富な自治体とそうでない自治体との格差が生じるもの。中間事業者のよしあしで寄附額の多数を左右することになり、民間ポータルサイトは人気の 4 大サイトだけで十分などとの説明がありました。

泉佐野市は、令和元年 6 月より約 1 年 1 か月の期間、ふるさと納税制度から除外されましたが、令和 2 年 7 月 3 日に制度へ復帰し、同年 1 1 月にふるさと納税の新しい形「#ふるさと納税 3. 0」をリリースし、ふるさと納税を活用した企業誘致や地場産業への支援を充実させています。この取組のノウハウを特産品開発に取り組む全国の自治体にも積極的に提供しています。

#ふるさと納税 3. 0 では、ふるさと納税の返礼品を規制する、いわゆる地場産品規制に対応し、資源の少なかった泉佐野市が新たな地場産品、返礼品をつくるための補助金制度でした。これらプロジェクトから生まれた返礼品は数百種類に上り、寄附額を大きく押し上げる原動力となったとのことでした。

これらの補助金の原資、ふるさと納税の寄附額 5 0 % のうち 4 0 % をクラウドファンディング型のふるさと納税で調達しようとするもので、ふるさと納税の寄附で全ての経費を賄うので、実質、財源の持ち出しあはしないとのこと。市には利益はないが、新たな産業や

雇用の創出、今後の税収、ふるさと納税増につながっているとのことでした。高鍋町でも一考していただきたいと思います。

また、高鍋町が地域商社を設立して取り組むことはなかなか難しいとの認識を持っておられ、泉佐野市ふるさと納税12年の担当者は、面識のある都農町で活躍していた山本貴士氏を呼び込めば、成功するのではないかとのことでした。高鍋町がふるさと納税額を増やすためには、部署、人員、そして泉佐野市のノウハウを活用することが必要であると思いました。

2日目は、日本一若い市長である高島峻輔氏の制定された教育大綱について研修してまいりました。

この芦屋大綱は、「自分と地球の未来を、探究と創造を通じて切り拓く市民」になることをを目指しています。そのために、ちょうどの学びとそれを支える環境づくりを目指し、具体的には、児童生徒、教師、市民それぞれにとってのちょうどの学びをする芦屋教育大綱が策定されています。

それを受けた教育委員会の取組として、子どもたちの多様なニーズに応え、自ら未来を切り拓く力を身につけるために、Ashiya PEACEプロジェクトを推進していました。PEACEとは、居場所、探求、個別最適な支援、協働、体験・経験の5つのコンセプトから構成されており、夢中になって学ぶ楽しさを追求しようとするものです。

芦屋市でも学校以外の適応教室のびのび学級に通ってくる不登校生徒が多かったようですが、2年前から校内支援サポートができたことによって、適応教室のびのび学級が減少したことでした。子どもたちも教師も保護者の方も、自ら何ができるか問い合わせながら、芦屋を世界一にするために、それぞれ教育大綱の趣旨に沿った活動をしておられるようです。少子高齢化が進む中、子どもは社会の宝という認識を基盤に、社会全体で子育てを支援する動きが求められるとと思いました。

以上、文教産業建設常任委員会の行政調査報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、常任委員会行政調査の報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書がお手元に配付しておりますので、これにより報告とします。

次に、町長の政務報告を行います。町長の政務報告につきましては、報告書がお手元に配付しておりますので、これにより報告といたします。

以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（古川 誠） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月22日までの19日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの19日間に決定いたしました。

日程第4. 報告第5号

日程第5. 報告第6号

日程第6. 報告第7号

○議長（古川 誠） 日程第4、報告第5号令和6年度高鍋町健全化判断比率についてから、日程第6、報告第7号令和6年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上3件を議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆様、おはようございます。報告第5号令和6年度高鍋町健全化判断比率について及び報告第6号令和6年度高鍋町公営企業資金不足比率について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第5号令和6年度高鍋町健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率につきまして御報告するものでございます。

4つの健全化判断比率のいずれかが、括弧書きで記載しております早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないと規定されておりますが、本町におきましては、いずれの比率も早期健全化基準未満となっております。

次に、報告第6号令和6年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

公営企業の資金不足比率が、経営健全化基準である20%以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないと規定されております。本町におきましては、水道事業会計、下水道事業会計が対象となりますが、いずれも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（古川 誠） 次に、教育長の報告を求めます。教育長。

○教育長（奥村 昌美君） 教育長。おはようございます。報告第7号令和6年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により提出するものでございます。

日程第7. 議案第44号

日程第8. 議案第45号

日程第9. 認定第1号

日程第10. 認定第2号

日程第 1 1. 認定第 3 号
日程第 1 2. 認定第 4 号
日程第 1 3. 認定第 5 号
日程第 1 4. 認定第 6 号
日程第 1 5. 認定第 7 号
日程第 1 6. 認定第 8 号
日程第 1 7. 認定第 9 号
日程第 1 8. 議案第 4 6 号
日程第 1 9. 議案第 4 7 号
日程第 2 0. 議案第 4 8 号
日程第 2 1. 議案第 4 9 号
日程第 2 2. 議案第 5 0 号
日程第 2 3. 議案第 5 1 号
日程第 2 4. 議案第 5 2 号
日程第 2 5. 議案第 5 3 号
日程第 2 6. 議案第 5 4 号
日程第 2 7. 議案第 5 5 号

○議長（古川 誠）　日程第 7、議案第 4 4 号令和 6 年度高鍋町水道事業会計未処分利益
剰余金の処分についてから、日程第 2 7、議案第 5 5 号令和 7 年度高鍋町下水道事業会計
補正予算（第 2 号）まで、以上 2 1 件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君）　町長。議案第 4 4 号令和 6 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰
余金の処分についてから、議案第 5 5 号令和 7 年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第
2 号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 4 4 号令和 6 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及
び議案第 4 5 号令和 6 年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでござ
いますが、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、同剰余金の処分について議会の
議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号令和 6 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第 7 号令
和 6 年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算についてまでございま
すが、令和 6 年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定
により議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第 1 号の一般会計については、歳入総額 1 2 1 億 3,225 万 2 1 6 円、
歳出総額 1 1 4 億 2,869 万 6,286 円、差引き 7 億 3 5 5 万 3,930 円となってお
ります。

次に、認定第 2 号の国民健康保険特別会計については、歳入総額 2 3 億 4,096 万

240円、歳出総額23億2,287万4,210円、差引き1,808万6,030円となっております。

次に、認定第3号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額6億1,830万9,132円、歳出総額6億1,829万2,132円、差引き1万7,000円となっております。

次に、認定第4号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,040万6,999円、歳出総額946万6,960円、差引き94万39円となっております。

次に、認定第5号の介護保険特別会計については、歳入総額20億2,470万4,123円、歳出総額18億2,247万4,085円、差引き2億223万38円となっております。

次に、認定第6号の一つ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額2,236万3,710円、歳出総額2,236万3,710円、差引きゼロ円となっております。

次に、認定第7号の西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計については、歳入総額8万5,586円、歳出総額7万3,848円、差引き1万1,738円となっております。

次に、認定第8号水道事業会計については、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

収益的収入総額4億6,255万3,596円、支出総額4億743万6,968円で、当年度純利益は5,511万6,628円でございました。

次に、資本的収支でございますが、収入総額6,370万円、支出総額2億8,379万4,517円となっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額2億2,009万4,517円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、認定第9号下水道事業につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

収益的収入総額3億4,265万8,914円、支出総額3億1,723万3,105円で、当年度純利益は2,542万5,809円でございました。

次に、資本的収支でございますが、収入総額9,752万2,830円に対し、支出総額1億9,814万9,241円となっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額1億62万6,411円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第46号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、令和6年度末に県を通じ、国から55歳を超える職員の昇給については、国家公務員と同様の抑制を講じる旨の通知があったことを受け、当該職員の昇給の取扱いを国と同様とするために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第47号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございますが、最近における物価の変動等を考慮し、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額を引き上げること等を目的として、公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法施行規則の一部

を改正する省令が、本年 6 月 4 日に公布・施行されたことに伴い、本町の条例において定めている高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を国と同様の基準に引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 48 号高鍋町火入れに関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、過去に行われた気象に関する注意報の名称変更が条例に反映されていないこと等が判明したため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 49 号高鍋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、高鍋町企業職員についても育児のために職員が取得する部分休業制度に関し、同制度の規定を適用させる必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 50 号令和 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 4 億 1,222 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 125 億 8,384 万 3,000 円とするものでございます。

補正の主なものについてでございますが、歳出では、本町は令和 7 年度 S D G s 未来都市に選定されたことから、S D G s の認知・理解の促進及び S D G s 未来都市計画の推進に向けた機運の醸成を図るため、予算を計上したほか財政調整基金積立金、医療的ケア児等短期入所拡大促進事業、町単独道路改良事業、東小学校正面入り口付近舗装工事等の追加及び人事異動等に伴う人件費の調整等でございます。

また、テレビ放送が受信できるカーナビ機器付き公用車 1 台について、N H K の受信契約を締結しておらず、受信料が未払いであったことから、受信料を支払うための予算を計上しております。

財源といたしましては、寄附金、繰入金及び繰越金等でございます。併せまして地方債につきまして、単独道路改良事業外 1 件の変更を行うものでございます。

次に、議案第 51 号令和 7 年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 417 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 6,786 万 7,000 円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は、職員の人事異動に伴う人件費の調整、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修委託料及び高額介護合算療養費の確定に伴う保険給付費の増額でございます。

歳入は、システム改修費用に係る国庫補助金、保険給付費に係る県補助金及び人件費に係る一般会計繰入金の増額でございます。

次に、議案第 52 号令和 7 年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 166 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 4,539 万 7,000 円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修委

託料の増額でございます。

財源といったしましては、子ども・子育て支援事業費国庫補助金でございます。

次に、議案第53号令和7年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、令和6年度事業費の確定に伴い、歳入の費目間で財源更正するものでございます。

次に、議案第54号令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億386万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,525万1,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、職員の人事異動に伴う人件費の調整、令和6年度事業費確定に伴う国庫支出金等返還金、支払基金返還金、一般会計繰出金及び介護給付費準備基金積立金の増額でございます。

歳入は、人件費等に係る一般会計繰入金及び令和6年度決算に伴う繰越金の増額でございます。

次に、議案第55号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、収益的支出を1,181万6,000円追加し、収益的支出総額を3億3,872万8,000円とし、資本的収入を1,113万5,000円と減額し、資本的収入総額を7,413万2,000円とするものでございます。

補正の内容といったしましては、収益的支出については、高鍋町公共下水道全体計画区域における汚水処理構想の見直しに伴う委託料の増額及び人事異動に伴う人件費の増額。

資本的収入については、主に令和6年度下水道事業会計決算の確定に伴い他会計負担金を減額するものでございます。

以上、21件の議案等につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第28. 令和6年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告

○議長（古川 誠）　日程第28、令和6年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果の報告を求めます。三輪見敏代表監査委員。

○代表監査委員（三輪 見敏君）　代表監査委員。皆さん、おはようございます。それでは、監査委員2名を代表いたしまして、令和6年度の決算審査及び基金運用状況の審査結果を御報告いたします。

それでは、タブレットのほうの令和6年度高鍋町歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書の6ページをお開きください。

第1の審査の概要ですが、1の地方自治法の規定に基づきまして、2の8項目の審査の対象に対しまして、3の令和7年7月4日から令和7年7月31日までの実質審査日数19日間で、4の審査の着眼点及び実施内容につきまして、高鍋町監査基準に準拠し、決算審査及び基金運用審査を実施いたしました。なお、監査基準に基づき職員に対して、講評に対する弁明及び意見の聴取を行いましたが、弁明及び意見はございませんでした。

5の審査の結果でございますが、要約して申し上げます。令和6年度一般会計及び特別会計に関する調書は、関係法令に準拠して調整されており、関係諸帳票をはじめ、その他の証拠書類などと照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

さらに、基金運用状況につきましても計数は正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることを確認いたしました。

それでは、審査結果につきまして、主立ったところを報告いたします。

まず、一般会計から御報告いたします。

それでは、8ページの第2表を御覧ください。令和6年度一般会計の決算額は、歳入歳出ともに増加しております。当該年度のみの歳入で歳出が賄えたかどうかを見る単年度収支は1,573万6,000円の赤字となっておりますが、真に黒字基調であるかどうかを見る実質単年度収支、こちらは2,048万4,000円の黒字となっております。

歳入面の主な減少要因としては、定額減税や償却資産経年減価等による町税の減等が挙げられます。

主な増加要因としては、基準財政需要額の増と基準財政収入額の減による普通交付税の増、それから基地対策や現年災による特別交付税の増、また、ふるさと納税による寄附金の増等が挙げられます。

一方、歳出面の主な要因としては、職員給与、会計年度任用職員報酬、勤勉手当の増による人件費の増、就学前教育・保育施設整備事業や高鍋駅舎大規模改修事業等による普通建設事業費の増、システム標準化移行の業務委託料やコンビニ交付システム構築導入業務委託等による物件費の増等が挙げられます。

14ページの第4表を御覧ください。歳入を財源別に分析しますと、自主財源は対前年6.4%増、依存財源は対前年7.1%増となっており、自主財源比率は44.6%で、対前年0.1ポイント減と、若干ではありますが低下しております。

26ページ、第17表を御覧ください。歳出を性質別に分析しますと、義務的経費は対前年5.1%増、投資的経費は対前年9.1%増、その他の経費が対前年8.2%増となっており、全費目で増加し、合計で7億3,172万8,000円、6.8%ほど増加しております。

45ページ、基金の推移でございますが、令和7年5月末の合計残高は54億621万4,000円で、対前年1億737万4,000円減となっていますが、財政調整基金は対前年3,622万円増の15億7,389万8,000円となっております。

46ページの総括でございますが、要約して申し上げます。さきの歳出決算のところでも申しましたとおり、経費は全費目で増加しております。今後につきましても、様々な要因による扶助費の増大、また公共施設整備への財源確保や災害への備え等、財政需要はま

すます拡大していくものと予想されます。そのためにも町税等の徴収努力はもちろんのことですが、ふるさと納税は域内の経済発展にも貢献する自主財源確保の有効な手段です。令和6年度は対前年2割強の増となり、一定の努力は認められましたが、見込み額には届いていない状況です。

今後も、町の特色を生かした返礼品の開発等を進め、さらなる積み上げに努めていただきたいと思います。

また、今後の予算編成に当たりましては、有効性・効率性・経済性を念頭に置き、事業の優先順位や費用対便益の精査の下、的確な見積りを行う等、財政運営に努められ、町民の福祉向上と町政の発展に向けて、全職員一丸となって取り組まれるよう期待するものであります。

続きまして、特別会計を御報告いたします。

まず、国民健康保険特別会計ですが、54ページの結びを御覧ください。要約して申し上げます。国民健康保険の加入状況は、対前年、世帯数、被保険者数ともに減となっており、歳入歳出とともに減となっておりますが、国民健康保険基金の財政状態は安定しております。保険税の滞納累計額も年々減少しており、徴収努力の効果が見受けられます。

今後も、引き続き国民健康保険財政の安定化のため、疾病の予防等、健康保険税の的確な収納等に努められるよう要望いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、56ページのむすびを御覧ください。決算状況は歳入歳出とともに安定しており、今後とも状況と保険制度の推移を注意しながら運営されることを要望いたします。

続きまして、58ページの介護認定審査会特別会計のむすびを御覧ください。令和6年度の要介護・要支援の申請数は、対前年65件減の579件で、申請者のうち非該当者は12件となっております。

なお、3町による認定審査は的確かつスムーズに行われており、今後ともさらに連携を密にし、適正な審査を行われるよう要望いたします。

続きまして、61ページ、介護保険特別会計のむすびを御覧ください。要約して申し上げます。令和6年度の決算は、実質収支、実質単年度収支ともに黒字となり、介護保険事業計画に基づき適正に運営されているものと思慮されます。基金財源も確保され安定した運営となっており、支障はないものと思慮されます。

今後とも、介護予防の諸事業に積極的に取り組むとともに、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるように、円滑な運営を図っていくよう要望いたします。

続きまして、63ページ、一つ瀬川雑用水管理事業特別会計ですけれども、一つ瀬川雑用水管理事業の施設運営は適正に行われており、順当で安定した運営となっています。

今後とも、収入の確保に努め、適正で安定的な運営を要望いたします。

次に、65ページ、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計のむすびを御覧ください。

令和6年度の申立てはございませんでした。引き続き、適正な審査を行われるよう要望いたします。

続きまして、別ファイルになるんですが、令和6年度水道事業会計決算審査意見書をお開きください。水道事業会計のほうです。まず4ページの第1表、第2表を御覧ください。令和6年度の給水件数は増加となっていますが、年間総有収水量は減少しています。

この主な要因は、新築アパート等の増加により給水件数は増加していますが、給水人口が減少しているということに起因していると思われます。有収率も経営指標、県平均を上回ってはいますが、対前年1.5ポイントほど減少しております。施設利用率、最大稼働率はともに上昇しており、年間総配水量も対前年増加しています。

一方で、供給単価と給水原価で逆さや現象が生じておりますが、逆さやの幅は改善しております。

10ページの損益計算書を御覧ください。令和6年度の総収益は、対前年6.7%の増、総費用は対前年5.3%の減となっており、総収益と総費用の差額、差引きは、対前年度1,441.7%増の5,511万6,000円の黒字となっております。

収益面では、営業収益は、人口減少等により対前年減となっていますが、長期前受金戻入や下水道徴収手数料の営業外収益の幅が大きく、総収益は増となっております。

一方、費用面では、営業費用の減、減価償却費の減を主な要因として、総費用は減となっております。

24ページのむすびのイを御覧ください。要約して申し上げます。令和6年度は、営業収益の主たるものである給水収益が対前年減となっており、今後も大幅な増加が見込めない中で、企業債の元利償還金の額が、給水収益の52.5%と経営指標を大きく上回っており、経営を圧迫する要因として懸念されます。

今後、償還額は減少していくため、経営指標は改善傾向にあると思われますが、水道事業は装置産業であり今後も設備投資が必要なことから、継続的な漏水調査や計画的な老朽管の管路更新等、計画的に設備投資を実施していく必要があります。

今後も、安全で良質な水の安定供給に向けて、町民に信頼される水道事業の執行を要望いたします。

続きまして、また別ファイルになりますが、令和6年度下水道事業会計決算審査意見書をお開きください。7ページの8表と9表を御覧ください。経営状況につきましては、総収益、総費用ともに対前年減となっておりますが、総費用の減り幅が大きく、純損益は対前年12.7%増の2,542万5,000円の純利益を計上しております。

しかし、9表のほうの営業損益では、営業収支が対前年減であるのに対し、営業費用は対前年増であり、差引きの営業損失が、対前年増の1億9,367万5,000円となっております。

17ページの結びを御覧ください。要約して申し上げます。令和6年度における公共下水道事業の業務状況は、下水道に接続可能な下水道整備済み人口が71名増加し、下水道

接続済み人口も87名増加しております。

本町の公共下水道事業は、公営企業会計に移行し2年目となります、令和6年度の経営成績については、さきに申し上げたとおりです。

公営事業は、事業の性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、適正な費用負担区分を前提として、他会計から資金を繰り入れることが認められており、本町においては、一般会計から下水道事業会計に2億978万2,000円が繰り入れられております。これは、受益と負担の公平性の観点から慎重に取り扱われるべきものであり、使用料収入の確保等を的確に把握し、使用料単価と汚水処理原価の差額の縮減に努めていただくことを要望いたします。

本町の人口は減少傾向にあり、使用料収入の減少が続くものと予測されます。加えて設備更新投資や施設の改修費用も見込まれるなど、経営環境は厳しい状況になるものと思慮されます。

そのような中で、公共下水道事業の現状と今後の情勢を的確に見据えながら、衛生的で快適な生活環境を維持し、水質保全を図っていくためには、経営の健全性が不可欠であることから、引き続き収益の確保や費用の抑制の取組を推進し、経営改善につなげられるよう要望するものであります。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時57分散会
